

## **[事案 2023-40] 契約無効請求**

・令和 5 年 11 月 20 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和 4 年 6 月に鞍結節部髄膜腫により入院したため、令和 2 年 6 月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下等の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返還してほしい。もしくは、解除を取り消してほしい。

- (1) 人間ドックで脳動脈瘤が見つかったが、脳動脈瘤と鞍結節部髄膜腫については、医師から、小さいので現状は心配ない、そのまま知らないで亡くなる方もいるなどという説明を受けていたため、頭部 MRI による経過観察をしていたことを告知しなければならないという認識を持たなかった。
- (2) 人間ドックにて経過観察の項目がいろいろ出てきたが、告知書にどれを記入すべきか分からなかったため、募集人に対して薬を処方されているものを記入するのか尋ねたところ、経過観察の薬処方のみを記載するように指示されたため、薬処方のなかった鞍結節部髄膜腫については告知をしなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 告知義務違反の事実は客観的に明らかである。
- (2) 仮に、募集人が「薬を処方されているものは記載してください」と発言したとしても、「薬を処方されていないものは記載しなくてもよい」との趣旨ではない。告知書作成の際、申立人と募集人とで漢方薬に関するやり取りがあったことが推察されることから、薬を処方されているのであれば告知してくださいという趣旨の発言は、誤った説明とは言えない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。